

認定職業訓練実施**基本奨励金**支給申請のご案内

認定職業訓練実施基本奨励金（以下、基本奨励金という。）の支給申請につきまして、下記のとおりご案内しますので、ご確認くださいませようようお願い申し上げます。

1 支給申請期限

訓練終了日の翌日から 1 か月以内

2 提出書類

- ・「基本奨励金支給申請時チェックリスト」により確認のうえ、最新のチェックリストを申請書の一番上に添えてご提出ください。
- ・支給申請の詳細については、事務担当者説明会で配布している『認定職業訓練実施奨励金申請の手引き』をご確認ください。

3 申請書提出先

〒102-8305 東京都千代田区九段南 1-2-1 九段第三合同庁舎 12 階
東京労働局 職業安定部 **訓練課 訓練第二係**

- 持参による申請は、予約制にしておりますので、お電話（03-6684-1701）でご予約のうえお越しください。
- 郵送による申請は、期限までに労働局に到着するよう余裕をもって送付してください。また、個人情報保護や郵便事故対応の観点から、「簡易書留」や「レターパックプラス」等、配達を確認できる方法での送付をお願いします。
- メールによる申請を希望される場合は、申請方法を案内いたしますので、お電話（03-6684-1701）でご連絡ください。
なお、期限までにメールが到着している必要があります。

申請様式・申請時チェックリストは、下記から最新のものをダウンロードしてご使用ください。

【東京労働局ハロートレーニングホームページ】

トップページ「訓練実施機関のみなさまへ」のバナーをクリック
→「訓練実施機関のみなさまへ」



URL : https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/shokugyou_kunren/newpage_00201.html